



令和4年11月18日

報道発表資料

## (仮称)西加瀬プロジェクトに係る条例環境影響評価準備書等に関する公聴会を開催します

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第23条第2項の規定に基づき、「(仮称)西加瀬プロジェクト」に係る条例環境影響評価準備書等に関する公聴会(以下「条例公聴会」という)を次のとおり開催します。

### 1 指定開発行為の名称

(仮称)西加瀬プロジェクト

### 2 開催日時

令和4年12月3日(土) 午前10時00分から(開場 午前9時45分)

### 3 開催場所

会場名 川崎市役所第4庁舎 4階 第6・第7会議室

所在地 川崎区宮本町3番地3

### 4 公告日

令和4年11月18日(金)

### 5 傍聴等について

別紙「条例環境影響評価準備書等に関する公聴会開催のお知らせ」のとおりです。傍聴は事前申込制で、定員を設けています。

### 6 備考(「条例公聴会」とは)

- ・市は、申出があり、必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。
- ・申出をした者からあらかじめ選定された公述人は、環境影響評価に係る事項等について、条例公聴会において意見を述べます。述べられた意見に対し、指定開発行為者は見解を述べます。
- ・公聴会は、公述人以外の発言は認められません。
- ・市は、今後、条例環境影響評価準備書について環境の保全の見地から審査して条例環境影響評価審査書を作成します。条例環境影響評価審査書を作成するときは、条例公聴会における意見について考慮します。

川崎市環境局環境対策部環境評価課 盛田

電話 044-200-2152

## 条例環境影響評価準備書等に関する公聴会開催のお知らせ

令和4年11月18日

川崎市環境影響評価に関する条例第23条第2項の規定に基づき、次のとおり条例環境影響評価準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」という）を開催いたします。

開 催 日 時	令和4年12月3日（土）午前10時00分開始 （午前9時45分開場）
開 催 場 所	会場名 川崎市役所第4庁舎 4階 第6・第7会議室 （傍聴の一部は別室で実施） 所在地 川崎区宮本町3番地3
指定開発行為の名称	（仮称）西加瀬プロジェクト
意見を聴こうとする事項	大気質、騒音、振動、景観、日照障害、風害、地域交通、温室効果ガス
公 述 人 数	あらかじめ公述の申出があり、選定された15人

### 傍 聴 に つ い て

#### 1 傍聴の事前申込・受付方法

- ・傍聴は事前申込で受け付けます。当日の傍聴申込の受付は行いません。
- ・ハガキ、ファクスもしくはホームページのフォームメールからお申込みください。
- ・ハガキ、ファクスの場合  
「氏名」「郵便番号・住所」「電話番号」及び「12月3日傍聴申込」を明記してお送りください。  
ハガキ宛先：〒210-8577 川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価課宛て  
ファクス：044-200-3921 川崎市環境局環境評価課宛て

#### ・フォームメールの場合

次のホームページからお申し込みください。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000112416.html>

- ・申込1通につき1名の申込ができます。1名で複数通の申込を行った場合もしくは1通に複数名の申込が記入されている場合は無効とします。
- ・申込期限 令和4年11月27日（日）（必着）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、傍聴の定員は70名とし、2室に分けて行います。
- ・申込が定員を超えた場合は抽選により傍聴人を決定します。結果は申込者全員に通知します。
- ・傍聴人には傍聴券を送付しますので当日は持参してください。傍聴券がない場合は御参加できません。

#### 2 新型コロナウイルス感染症予防及び感染拡大防止対策について

- ・傍聴人数は70人を上限とし、2室に分けて行います。
- ・マスクの着用及び手指消毒剤での消毒をお願いします。
- ・体調がすぐれない場合、発熱がある場合は傍聴を御遠慮ください。
- ・会場内での会話は控えてください。

#### 3 傍聴人の遵守事項

- ・傍聴は2室に分けて行い、1室はモニター視聴によって行います。通信状況によって、映像の乱れや一時的な停止の可能性があることをあらかじめご了承ください。条例公聴会の内容は後日公開する会議録で御確認いただけます。
- ・傍聴人は発言できません。
- ・傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴してください。これらの事項を遵守しない場合、議長の権限により退場を命ずることができます。  
ア 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明するような行為は行わないこと。  
イ ゼッケン及びたすき等の着用、旗及びプラカード等の掲出その他の示威的行為をしないこと。  
ウ 会場内でビラ等の配布はしないこと。

- エ 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- オ 会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- カ 会場内で食事をしないこと。
- キ その他会場の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をしないこと。

4 終了時刻について

公聴会終了は夕方になる見込みですが、当日の状況により前後します。

**会議録について**

条例公聴会の会議録は開催の翌月中までにホームページで公開します。

**備考（「条例公聴会」とは）**

- ・市は、申出があり、必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。
- ・申出をした者からあらかじめ選定された公述人は、環境影響評価に係る事項等について、条例公聴会において意見を述べます。述べられた意見に対し、指定開発行為者は見解を述べます。
- ・公聴会は、公述人以外の発言は認められません。
- ・市は、今後、条例環境影響評価準備書について環境の保全の見地から審査して条例環境影響評価審査書を作成します。条例環境影響評価審査書を作成するときに、条例公聴会における意見について考慮します。

**問合せ先 川崎市環境局環境対策部環境評価課（電話 044-200-2156 ファクス 044-200-3921）**